

学 生 指 導

- 1 学生指導とは、県内の大学からの要請により実習生、卒論生等を受け入れて指導を行うものである。
- 2 学生指導の実施期間は、1年以内とし、その期間は当該会計年度内とする。
- 3 学生指導において得られた成果を外部に発表するときは、あらかじめ所長の了解が必要である。
- 4 学生指導に関連して得られた工業所有権の取扱いについては、別途定める「鹿児島県工業技術センター技術指導関連発明準則」に基づき、確認書を取り交わすものとする。
- 5 学生指導（実習生・卒論生等）の手続き

